

# 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業実施要領

## 1. 実施目的

精神障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むために必要な広域的な調整を行うと共に、専門性が高い相談支援を提供することを目的とする。

## 2. 実施主体

大阪市こころの健康センター

## 3. 事業内容

### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける協議会の開催

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため、保健・医療・福祉関係者による意見聴取の場として協議会を必要に応じて開催する。

### (2) ピアソポーター養成講座の開催

当事者としての立場から、自身の体験等を活かし長期入院患者に対し退院に向けた支援を行ったり、地域住民等に対し精神障がいに関する普及啓発活動を行うピアソポーターを養成するため、ピアソポーター養成講座を実施する。

### (3) ピアサポートの活用

地域生活移行推進事業における長期入院患者への支援、地域や精神科病院での啓発活動やピアソポーターによる地域交流会を実施する。

### (4) 地域移行・地域定着支援における技術支援

精神科病院及び関係機関等からの処遇困難な長期入院者等に係る相談に応じ、区精神保健福祉相談員への技術支援を行い、支援体制につなげるための調整を行う。

また、必要に応じケア会議等への参画、関係機関との調整を行い専門的支援をする。

## 4. 人権等に対する配慮

本事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則 この実施要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この実施要領は平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

附則 この実施要領は平成 30 年 4 月 2 日から一部改正する。

附則 この実施要領は令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。